

監査第 45 号

平成22年8月16日

四日市市長 田 中 俊 行 様

四日市市監査委員	伊 藤 晃
同	松 岡 光 代
同	藤 原 まゆみ
同	鎌 田 二三男

#### 財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、算定された平成21年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

## 平成 2 1 年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

平成 2 2 年 7 月 3 0 日から平成 2 2 年 8 月 1 2 日まで

### 3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された平成 2 1 年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、一般会計・特別会計・公営企業会計の決算書、財政状況調査表（決算統計）、一部事務組合・広域連合の決算の速報値、公社・第三セクターの財務諸表及び関係書類等の計数突合等の照合により実施した。また、財政状況を把握するため、関係職員から説明を聴取して行った。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

### 記

（単位：％）

健全化判断比率	平成 2 0 年度	平成 2 1 年度	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	( * 1 )		1 1 . 2 5	2 0 . 0 0
2 連結実質赤字比率			1 6 . 2 5	4 0 . 0 0
3 実質公債費比率	1 8 . 6	1 7 . 6	2 5 . 0 0	3 5 . 0 0
4 将来負担比率	1 5 8 . 4	1 3 2 . 9	3 5 0 . 0 0	/

( \* 1 ) 「 」は実質赤字及び連結実質赤字がなかったことを示す。

## (2) 個別意見

実質赤字比率について

$$\text{(算定式) 実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模等の額}}$$

(対象となる会計)

一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計  
公共用地取得事業特別会計

平成21年度の実質赤字比率は、一般会計等(4会計)の実質収支額の純計決算額が黒字であったため、比率を算定する必要がなかった。また、早期健全化基準の11.25%を下回り、良好な状態であると認められる。

連結実質赤字比率について

$$\text{(算定式) 連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模等の額}}$$

(対象となる会計)

一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計  
公共用地取得事業特別会計  
競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、  
介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計  
食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計  
病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計

平成21年度の連結実質赤字比率は、一般会計等(4会計)、公営事業会計(5会計)、地方公営企業法非適用の公営事業会計(2会計)、地方公営企業法適用の公営事業会計(公営企業会計3会計)において、実質黒字又は資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。早期健全化基準の16.25%を下回り、良好な状態にあると認められる。

## 実質公債費比率について

$$\text{(算定式) 実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} (*2) \text{ (特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模等の額} \quad \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

### (対象となる会計)

- 一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計
- 公共用地取得事業特別会計
- 競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計
- 食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計
- 病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計
- 一部事務組合 (3会計)

### (\*2)「準元利償還金」

- ・一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認めるもの
- ・一部事務組合等への負担金等のうち一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ・一時借入金の利子

平成21年度の実質公債費比率は、一般会計等の地方債現在高とともに、地方公営企業法非適用の公営事業会計(2会計)、地方公営企業法適用の公営事業会計(公営企業会計3会計)、一部事務組合(3会計)の準元利償還金も含めて、直近3か年の平均で算定されており、その結果は17.6%で昨年度の18.6%と比較して1.0ポイント改善されている。早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り、良好な状態にあると認められる。

## 将来負担比率について

$$\text{(算定式) 将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}(*3) \text{ ( 充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 )}}{\text{標準財政規模等の額 ( 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 )}}$$

### (対象となる会計)

- 一般会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計
- 公共用地取得事業特別会計
- 競輪事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、
- 介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計
- 食肉センター食肉市場特別会計、農業集落排水事業特別会計
- 病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計
- 一部事務組合(3会計)
- 公社・第三セクター(1会計)

### (\*3)「将来負担額」

- ・一般会計等の平成21年度末における地方債の現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・一般会計等以外の会計の地方債等の元金償還の財源に充てるための一般会計等からの負担見込額
- ・一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるための負担見込額
- ・退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ・地方公共団体が設立した一定の法人の債務の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・連結実質赤字額
- ・一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

平成21年度の将来負担比率は、上記算定式に基づき算定を行なった結果、132.9%となり、昨年度の158.4%と比較して25.5ポイント改善されている。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り、良好な状態にあると認められる。

### (3) 所 見

平成21年度決算では、全会計で市債の残高を77億円余減少させ、基金の残高を56億円余増加させたことなどにより財務体質の改善が進められた。その結果、一般会計等のみならず、市全体の連結決算で黒字を維持し、各指標の実績値を前年度より良化させたことは評価に値する。

実質公債費比率については、早期健全化基準25.0%を下回り17.6%と前年度の18.6%に比較して1.0ポイント改善されている。また、比率が18%を下回ったことにより、起債の発行について、これまで知事の許可を要したものが、事前協議のみで可能となった。

しかしながら、全国の市町村平均(平成20年度)の11.8%と比較すると、依然として高い水準にあり、市全体での市債残高も多額である。今後とも、市債の発行にあたっては、新規発行額を元金償還額以内とする基本的な考え方を継続して遵守されることを期されたい。

また、将来の負担と行政ニーズを十分に勘案し、その行政水準を下げることなく、市全体で市債残高のさらなる削減が図られるよう努力されたい。

将来負担比率については、早期健全化基準350.0%を下回り132.9%と前年度の158.4%に比較して25.5ポイント改善されている。

しかしながら、全国の市町村平均(平成20年度)の100.9%と比較すると、依然として高い水準にあり、一般会計等が抱えている将来負担額もまだまだ多額である。

加えて、平成20年度をピークに税収など基準財政収入額の縮小が見込まれ、将来負担比率計算式の分母となる標準財政規模の縮小の可能性も考えられる。各部局におかれては、油断することなく、税収入、財産収入、使用料及び手数料等の収入の確保に努め、より効果的で経済性の高い資金運用や人財活用などの工夫、努力を継続されたい。